

鎌倉市監査委員公表第 4 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果報告を公表します。

令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日

鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎
同 大 石 和 久

1 監査の種類

定期監査（財務監査）

2 監査の対象

(1) Aグループ

歴史まちづくり推進担当、環境部及び教育文化財部

(2) Bグループ

都市整備部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び消防本部

3 監査の結果

結果を見れば、違法・不当に類する又はそれに準ずる指摘事項に該当するものはなく、財務会計事務はおおむね良好に執行されているものと認められるが、実際には相当数の注意事項が挙げられた。引き続き、事務決裁規程、財務事務方針及び各種マニュアル類に照らし、今回注意に該当した案件の発生原因を究明し、部内さらには庁内で共有することを通じて、今後の事務執行に活かされることを求める。

【参考】

主な分類別の注意の件数は以下のとおりであった。

（令和 4 年度）

- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| (1) 起案文の作成に伴う内容説明が不十分、添付書類の不備など…………… | 18 件（ 80 件） |
| (2) 起案の決裁後処理に係る添付漏れや手続きの不備など…………… | 131 件（215 件） |
| (3) 契約書類の不備（文言、訂正の方法、仕様書添付や記載ミスなど）…… | 46 件（ 62 件） |
| (4) 契約後の提出書類の不受理や不備など…………… | 32 件（ 36 件） |
| (5) 支出命令や精算処理に伴う提出書類の不備や不受理など…………… | 2 件（ 25 件） |
| (6) その他案件、出張申請の誤り、実査の指摘など…………… | 8 件（ 9 件） |

合計 237 件（427 件）

なお、部等別の注意の件数は以下のとおりであった。

	部等名	注意の件数	（令和 4 年度）
A グループ	歴史まちづくり推進担当	0	（ 0 ）
	環境部	24	（ 35 ）
	教育文化財部	40	（ 129 ）
B グループ	都市整備部	113	（ 172 ）
	会計課	2	（ 4 ）
	議会事務局	7	（ 5 ）
	選挙管理委員会事務局	5	（ 36 ）
	監査委員事務局	0	（ 0 ）
	農業委員会事務局	0	（ 1 ）
	消防本部	46	（ 45 ）
合計		237	（ 427 ）

4 監査委員の意見

今回の定期監査では、特に、起案の決裁後処理に係る文書の添付漏れや契約書類の不備のほか、契約後の提出書類において、個人情報の取扱いに関する特記事項及び情報セキュリティの確保に関する遵守事項に基づく作業責任者等の届出を受けていないケースなどが多く見られた。

各部局においては、令和4年度の定期監査結果から一部改善が見られる一方で、いまだに改善が不十分な項目も残っていることから、その理由や特徴を分析し、重点的に事務改善に取り組んでいただきたい。

事務改善が不十分となってしまう要因としては、職員の文書管理、財務会計、契約等の事務の知識・理解不足はもとより、担当者の交代等による引継が不十分、チェック表を導入したものの形骸化しているなど様々な要因が考えられるが、その根底には欠員の放置があると考ええる。理事者におかれては、各部局でのルールの再確認と徹底とあわせて、欠員の早期補充に集中的に取り組まれるようお願いしたい。

5 監査の実施方法

(1) 監査の根拠

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに鎌倉市監査基準に準拠した。

(2) 監査の実施期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月28日まで

(3) 監査を実施した委員

八木 隆太郎

大石 和久

(4) 監査の調査範囲

令和5年度の財務に関する事務

(5) 監査の主な着眼点

ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

イ 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

(6) 監査の実施内容

監査に当たっては、監査等資料を基に関係書類の提出を受け、関係者からの説明を聴取するとともに、関係書類の調査を実施し、必要に応じ現地調査を行った。